平成２５年（フ）第２１３号
千葉県八千代市八千代台西10丁目28番12号
レオパレス八千代台第14―103号
破産者　清宮　富雄
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４１号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目17番地６
コーポこてはし３号
破産者　牧田　俊昭
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
川崎市川崎区中島３丁目19番９―203号
破産者　有限会社青葉建工
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
名古屋市中村区名駅４丁目25番17号
破産者　株式会社中部経済界
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７３３号
最後の住所大阪府摂津市千里丘２丁目８番18号
破産者　被相続人亡山口武相続財産
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７号
熊本市中央区花畑町11番９号
破産者　株式会社桂花
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号
北海道伊達市大町11番地の５
破産者　朝日建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
東京都小平市小川町１丁目501番地の10ＭＡＣ東大和コート107
破産者　保坂　直哉
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１８号
横浜市中区野毛町１丁目52番地　キャッスル野毛中央505号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区大野町１番地８
破産者　情報芸術研究所株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６号
岐阜市新興町34番地の２
破産者　有限会社ブルーム
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７９号
岐阜県各務原市那加桜町３丁目292番地４
破産者　髙原　克己
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５４号
静岡県浜松市北区都田町9296番地、商業登記簿上の本店静岡県浜松市北区豊岡町14番地の16
破産者　中央工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
東京都中野区南台３丁目31番15　中野南台第一ローヤルコーポ201号、住民票上の前住所三重県伊勢市二見町茶屋537番地22
破産者　いろは館こと　南家　幸人
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
山口市神田町10番30号
破産者　株式会社國弘
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
高知県南国市立田690番地１
破産者　株式会社フジハウス工業
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８８号
長崎県佐世保市世知原町栗迎28番地の９
破産者　七種　正志
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
滋賀県東近江市大清水町267番地
破産者　木野　勝彦
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４５号
奈良県香芝市磯壁３丁目78番地２
破産者　浦本　栄里
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
札幌市中央区南11条西６丁目２番26―702号
破産者　金子　和江
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
札幌市中央区南11条西６丁目２番26―702号
破産者　金子　能昭（旧姓古谷）
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部